

今後の課題の整理の仕方について（案）

- 本検討会の中間とりまとめにおいて、とりまとめの課題については以下のよう示されている。

4. 今後の課題について

- (1) 3. (1) に述べたとおり、初期仕様案は随時バージョンアップを行っていく。これらのバージョンアップの中で、新たに必要と思われる項目の追加、必要性が低いと思われる項目の削除、測定目的が重複している項目の整理等を行っていく。
- (2) 各事業者からのデータ提出に対する動機付け（提出したデータに基づくフィードバック、データ提出に対するインセンティブ等）を行うことについて、検討していく。
- (3) 現時点では収集が困難であるが、将来的に収集が有意義と思われる項目について検討会の構成員から提案されたデータ項目のうち、現時点では収集が困難であるものの、将来的に技術革新等によって収集が容易となれば収集すべきと思われる項目を別紙2に示す。本検討会では、技術革新等の状況を踏まえつつ、適時、今回作成した仕様案の更新について検討していく。
- (4) データベースの活用等にかかる事項について
CHASE を含めた介護分野のデータベースの活用に係る事項等、科学的裏付けに基づく介護を推進していく上で引き続き検討が必要な内容について、本検討会で検討を行っていく。

- 中間取りまとめで示された今後の課題を踏まえ、CHASE の構築に係る課題の整理の仕方についての案を下記に示す。

1) 初期仕様案のバージョンアップ及び将来的に収集が有意義と思われる項目について

[現状]

- 検討会の中間とりまとめにおいて示された CHASE の初期仕様案では、全ての項目についてデータ提出を求めるのではなく、各事業所で提出可能なものを任意で提出することとされている。

- 初期仕様案に含まれた項目の中には必ずしも同じ基準となっていないもの

が含まれている可能性がある。

例)

- ・ 経口移行・維持に関する情報
上半身が左右や前後に動く傾向があり、座位の保持が困難である（該当・非該当）

○初期仕様案では、利用者に対するサービスの提供内容のうち、リハビリテーション以外の内容については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計発第10号）」における身体介護、生活援助のコード分類に基づいて収集することとしているが、これはデータ収集の目的で系統的に作られたコード分類ではないことから、解釈が異なる可能性がある。

例)

- ・ 環境整備
- ・ サービス提供後の記録等
- ・ 特段の専門的配慮をもって行う調理
- ・ 洗面等

○初期仕様案の中には互いに類似している複数の項目が存在している。

例)

- ・ 経口移行・維持に関する情報：歯又は使用中の義歯がある（該当・非該当）
- ・ 口腔機能向上に関する情報：入れ歯の使用（あり・なし）

[論点]

○分析を可能とする一定以上のデータを収集するために、収集する項目の優先順位についてどう考えるか。

○入力する項目について、評価の基準が異なり、信頼性・妥当性が担保できていない項目がある可能性についてどう考えるか。

○信頼性・妥当性の高いデータを収集するために、データ収集を行うサービス種別や評価を行う者に応じて項目を設定することについてどう考えるか。

○一定の仮説をおいた分析を進めることを想定して、項目を選択することについてどう考えるか。

例)

・経口維持加算を算定している者において、ミールラウンドを頻回に実施した者の方が経口摂取が維持できるのではないか。

○事業所の負担軽減のため、自動収集できるデータ項目を活用していくことについてどう考えるか。

○介護のケアの内容を系統的に収集し分析を行うために、ケアのコード分類のあり方についてどう考えるか。

○類似した情報の項目を整理することについてどう考えるか。

2) 各事業者からのデータ提出に対する動機付けについて

[現状]

○初期仕様案では全ての項目について事業者にデータ提出を求めるのではなく、各事業所で提出可能なものを任意で提出することとされている。(再掲)

[論点]

○事業所におけるデータ収集・入力のインセンティブ付与のため、収集したデータをもとに事業所に対して有意義なフィードバックを行う方法についてどう考えるか。

3) データベースの活用等にかかる事項について

[現状]

○初期仕様案に基づいた分析計画については詳細に検討できていない。

[論点]

○介護領域の質の高いエビデンスを構築していくために、データをどのように分析するかモデル研究の実施等を通じて検討することについてどう考えるか。

4) その他

[現状]

○初期仕様案の策定にあたっては、多くの事業所で既に電子的に取得されている項目を原則としたが、取得された情報をデータベースに容易に取り込むことができるかの検証は行われていない。

○介護 DB のデータ（要介護認定情報・介護レセプト等情報）は介護保険法に基づき、市町村から収集されているが、VISIT のデータは介護事業所から厚生労働省に直接提出されており、CHASE のデータについても 2020 年度からのデータ収集開始時には介護事業所から厚生労働省への直接提出を予定している。

[論点]

○科学的分析のための質の高いデータの確実な収集について、モデル事業の実施等を通じて検討することについてどう考えるか。

○介護 DB のデータは介護保険法に基づき市町村から収集されていることを踏まえ、CHASE のデータの収集経路のあり方についてどう考えるか。